

事務事業名	空き家対策事業				担当	市民生活部 暮らし安全課 空き家対策係			
政策名	5	「環境づくり」～安全なまちアップ!～				☒ 総重（総合計画重点事業）		☐ 総新（総合計画新規事業）	
施策名	8	防犯対策の推進				☐ 戦拡（総合戦略拡充事業）		☐ 戦新（総合戦略新規事業）	
関連個別計画	真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略				事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	空家等対策の推進に関する特別措置法 真岡市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例 外					☒ 毎年度実施（開始年度 令和4 年度～）			
予算科目	1.一般会計	2.総務費	01総務管理費	13諸費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
予算科目									
予算科目									
事業概要	（目的） 市民だれもが安全で快適に暮らせる生活環境の保全を図る。 （事業内容） 国の補助金を活用した空き家の除却等に対する補助事業を実施するとともに、周囲に危険を及ぼす恐れのある管理が不十分な空き家について、適正な管理が図られるよう指導等を行い、特定空家の抑制を図る。 （補助制度） 真岡市空家等解体費補助金 補助額 補助対象経費の2分の1以内、限度額50万円								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）				④活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
6年度実績 空家等対策審議会開催 2回（5月、11月） 特定空家等の認定 15件 国の空き家等総合対策支援事業を活用した所有者への補助 除却（解体）補助 8件 7年度計画 空き家等対策審議会開催 2回（5月、11月） 特定空家等の認定 15件 （内訳） 国の空き家等総合対策支援事業を活用した所有者への除却補助：10件 固定資産税の住宅用地特例の適用解除：5件				名称		単位	3 年度(実績)	4 年度(実績)	5 年度(実績)	6 年度(実績)	7 年度(見込)
				ア 空き家管理の指導件数			49	45	82	101	100
				イ 特定空家認定件数			-	4	10	15	15
				ウ							
				エ							
				オ							
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等				⑤対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
【対象となる空き家】 市内に存する居住その他の使用がなされていない状態が概ね1年以上経過している空き家 【対象者】 市内に存する空き家の所有者				名称		単位	3 年度(実績)	4 年度(実績)	5 年度(実績)	6 年度(実績)	7 年度(見込)
				ア 認知空き家件数（年度末時点）			387	383	667	660	700
				イ							
				ウ							
				エ							
				オ							
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）				⑥成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
周囲に著しく悪影響を及ぼすおそれのある特定空家等の所有者に対して解体を促進するとともに、特定空家になる恐れのある管理が不全な状態の空き家の所有者に適正な管理を促し、特定空家の発生を抑制する。また、利活用できる空き家については、空き家バンク事業等により利活用を促進する。				名称		単位	3 年度(実績)	4 年度(実績)	5 年度(実績)	6 年度(実績)	7 年度(見込)
				ア 指導により状況が改善された空き家件数			27	15	51	48	50
				イ 補助により解体された特定空家件数			-	3	9	8	10
				ウ							
				エ							
				オ							
④ 総事業費の推移				単位	3 年度(実績)	4 年度(実績)	5 年度(実績)	6 年度(実績)	7 年度(見込)		
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	750	3,669	1,949	3,500		
			県支出金	千円	0	0	0	0	0		
			地方債	千円	0	0	0	0	0		
			その他	千円	0	0	0	0	0		
			一般財源	千円	513	1,328	4,738	2,748	4,171		
	事業費計（A）		千円	513	2,078	8,407	4,697	7,671			

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 市の政策体系に結び付き、社会環境や住民ニーズ等を考慮した上で目的は妥当か？	☒ 見直し余地はない ☐ 見直し余地がある (評価理由) 空き家の所有者に対する建物の適正管理依頼や空家等解体費補助金の周知等の空き家対策を行うことにより、周囲に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の抑制につながり、防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境の向上が図られるため、市の政策体系に結び付き、目的は妥当である。
	②公共関与の妥当性 市が事業に関与する必要があるか？	☒ 見直し余地はない ☐ 見直し余地がある (評価理由) 空き家は、人口減少をはじめ様々な要因が組み合わされて全国的に増加しており、今後さらに増加することが推測されることから大きな社会問題となっている。 空き家が、このまま適切に管理されず放置されれば、危険な空家等もさらに増加することが見込まれることから、市民が安全で快適に暮らすことができるように、防災・衛生・景観等、生活環境の保全を図る必要がある。 また、空き家の増加に伴う様々な問題と移住・定住等人口減少に伴う課題に対する対策の一つとして空き家の有効活用を図ることは、今後のまちづくりにも寄与することから、公共の関与は妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・1枚目の②「対象」③「意図」は適切か？ ・対象を限定・追加する必要があるか？ ・意図を限定・追加する必要があるか？	☒ 対象・意図を見直す必要はない ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある (評価理由) 空き家対策の対象としている空き家は、市内に存する居住その他の使用がなされていない状態が概ね1年以上経過している空き家であり、周囲に著しく悪影響を及ぼすおそれのある特定空家等や特定空家になる恐れのある管理が不全な状態の空き家の発生を抑制を図る。 また、利活用できる空き家については、空き家バンク事業等による利活用の促進や官民連携による相談窓口の活用により市場流通を図るため、対象と意図は妥当である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるかどうか？ない場合の理由は適切か？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地はない ☒ 向上余地がある (評価理由) 空き家は、主に、人口減少や核家族化、既存住宅の老朽化、社会ニーズの変化等の様々な要因が組み合わされて全国で増加しており、今後、さらに増加することが推測されることから大きな社会問題となっている。 空き家が、このまま適切に管理されず放置されれば、危険な空家等もさらに増加することが見込まれる。 このことから、空家等対策の推進に関する特別措置法に準じて、空家等の活用、管理が不全な空家等の特定空家化を抑制するため、適切な管理指導を行うとともに、国の補助金を活用した特定空家等の除却等の促進など対応強化をする必要がある。 一方、有効活用できる空き家については、空き家バンク事業や民間団体やNPO法人等と連携した空き家活用の推進が考えられる。 以上のことから、向上余地がある。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 ・類似事業はないか、統廃合や連携はできないか？	☐ 類似事業と統廃合・連携ができる（類似の事務事業名： ） ☐ 類似事業と統廃合・連携できない（類似の事務事業名： ） ☒ 類似事業はない (評価理由)
効率性評価	⑥事業費の削減余地 ・成果を下げずに実施主体の見直しによりコスト削減をできないか？ ・実施方法の適正化によりコスト削減をできないか？	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある (評価理由) 空き家の所有者等を調査し、その所有者等に対する適正な管理のための指導や助言、国の補助金を活用した特定空家等の除却等の促進を推進する必要があることから、コストを削減する余地はない。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☒ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☒ ：有効性 ☐ ：効率性） ☐ 統合 ☒ 継続 今後も空き家が増加すると推測されることから、空き家の発生及び管理が不全な空家等の特定空家化を抑制するため管理について所有者を調査し、適正な指導・助言を行い除却や利活用の促進を図る。	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		○		維持				低下			
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上		○																			
	維持																					
	低下																					
(2) 課題、課題の克服の方向性 【課題】 ・空き家の管理や相続 ・所有者等に対する適正な管理指導及び除却や利活用の促進 【課題の克服の方向性】 ・令和5年度よりくらし安全課に空き家対策係を創設し、空き家に関する相談に一元的に対応するため民間事業者等と協定を締結し、空き家対策を推進しており、今後も引き続き、空き家に関する相談窓口として対応する。 ・今後も空き家が増加すると推測されることから、空き家の発生及び管理が不全な空家等の特定空家化を抑制するため、所有者を調査し、空き家の適正な指導・助言を行うとともに補助金を活用した除却や利活用の促進を図る。 ・利活用できる空き家については、空き家バンク事業や官民連携による相談窓口を活用し、移住・定住に寄与するとともに、空き家の市場流通を図る。																						

4. 事務事業の2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える	(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上																					
	維持		○																			
	低下																					
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																						
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																					